



th Anniversary

別府市制100周年

別府市制 100 周年記念ロゴマーク・キャッチフレーズ

使用ガイドライン

別府市

100年分の「ありがとう」が 明日への源泉



令和6年（2024年）、別府市は市制100周年を迎えます。

古（いにしえ）より温泉の恵みを楽しみ、国際観光温泉文化都市として発展してきた別府市は、令和6年（2024年）4月1日に市制施行100周年を迎えます。

私たちは、このまちのかたちが築き上げられて100年という歴史の転換期にあって、歴史の聲（こえ）に思いをいたし、本市のこれまでのあゆみや培われてきた歴史・伝統・文化・産業、先人が築き上げてきた功績を見つめ直し、郷土に対する愛と誇りを深化させる機会とするとともに、本市独自の地方創生の更なる実現を図り、豊かな未来と世界につなぐ次の100年に向けて飛翔することを目指します。

市民総参加による市制100周年を言祝ぐ（ことほぐ）記念事業を挙行し、90を超える国と地域から集う留学生を含む市民の連帯と共生、べっぷ（BEPPU）への愛と誇りを創生するとともに、別府で生きる人々が伝統的な行事・催しはもとより、地域に密着した芸術文化活動（アート・art）を創造することによって、新たな価値や持続可能（サステナブル・sustainable）な別府の魅力を生み出し、このまちのかたちを国内外に発信することで、世界中の人々に「アート（art）のまち」としても認識され、豊かな未来に向かって地域を磨き続けていきます。

ロゴマーク・キャッチフレーズ使用ガイドライン

1 趣旨

本ガイドラインは、別府市制 100 周年記念事業のシンボル「別府市制 100 周年記念ロゴマーク・キャッチフレーズ（以下「ロゴマーク等」という。）の使用に関し、必要な事項を定めたものです。

2 使用目的

ロゴマーク等は、別府市制 100 周年の機運を高め、市への愛着を深め、豊かな未来へ繋ぐシンボルとして、市制施行 100 周年記念事業を PR する（※）ために使用することができます。

ただし、ロゴマーク等を商品の主要な要素とする場合は、使用が認められない場合があります。また、ロゴマーク等の使用者の事業内容や、商品・サービスの品質などを保証するものではありません。

※ロゴマーク等の使用によって、別府市制 100 周年記念事業の市内外への周知に寄与すると考えられる取組をいいます。

（使用例）・チラシ、ポスター等 PR 目的の製作物での使用

・市内外への周知に寄与する商品やサービスにおける使用

3 権利帰属

ロゴマーク等に関する一切の権利（著作権、商標権等含む。）は、すべて別府市（以下、「市」という。）に帰属します。

4 使用申請

(1) 使用する場合は、「別府市制 100 周年記念ロゴマーク・キャッチフレーズ使用(変更)申請書」(第 1 号様式)に見本品（写真でも可）又は使用デザイン案を添付して、使用開始の 2 週間前までに別府市制 100 周年記念事業実行委員会事務局（別府市役所政策企画課内）に提出してください。

下記提出先に郵送又は持参をするか、電子メールによって提出することができます。また、市が承認した内容を変更する場合についても、同様の手続きができます。

※持参の場合は平日午前 8 時 30 分から午後 5 時までの間にお持ちください。

（郵送又は持参による提出先）

〒874-8511 別府市上野口町 1 番 15 号

別府市役所政策企画課 別府市制 100 周年記念事業実行委員会事務局

ロゴマーク・キャッチフレーズ申請受付担当宛

（電子メールによる提出先）

100th-beppu@city.beppu.lg.jp

(2) 次に掲げる項目のいずれかに該当する場合は、申請は不要です。

ア 市又は「別府市制 100 周年記念事業実行委員会（以下、「実行委員会」という）の委託事業や共催事業など、市が関係する公共的な事業において使用するとき

イ 国又は地方公共団体が業務で使用するとき

ウ 市又は実行委員会が使用するとき

エ 報道機関が報道のために使用するとき

オ 学校その他教育機関が教育等の目的で使用するとき

カ その他市が適当と認めるとき

(3) ロゴマーク等のデータは、別府市制 100 周年特設ウェブサイトからダウンロードしてください。

ロゴマーク・キャッチフレーズ使用ガイドライン

5 使用の承認

- (1) 市は「4 使用申請」(1)の規定により、申請があった場合は「2 使用目的」に基づき審査し、申請者に対して使用の可否について「別府市制100周年記念ロゴマーク・キャッチフレーズ使用(変更)承認通知書」(第2号様式)又は「別府市制100周年記念ロゴマーク・キャッチフレーズ使用(変更)不承認通知書」(第3号様式)で通知(電子媒体による通知を含む。)します。
- (2) 次に掲げる項目のいずれかに該当する場合は、「2 使用目的」に関わらず使用を承認しません。
 - ア 市や別府市制100周年記念事業の信用又は品位を害すると認められるとき
 - イ 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団の構成員と認められる者からの申請のとき
 - ウ 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれがあると認められるとき
 - エ 特定の政治活動、宗教活動や個人の売名行為に関する認められるとき
 - オ 消費者の利益を害すると認められるとき
 - カ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業を行う事業者が申請したとき
 - キ その他市が使用を不相当と認めるとき
- (3) 市は使用を承認するにあたり、使用者に対して必要な条件を付すことがあります。
- (4) 申請の有無に関わらず、ロゴマーク等を使用した場合は、市が実施するロゴマーク等の使用状況の調査等に応じることを承諾したものとみなします。

6 使用料

ロゴマーク等の使用料は無料です。

7 使用期間

ロゴマーク等の使用できる期間は市が承認した期間(承認日から令和7年(2025年)3月31日までを最大とする。)とします。ただし、当該期間内に製品等に付されたロゴマーク等については、当該期間を超えて使用することができます。また、事業の準備、周知等のため必要があると認められるときも使用することができます。

8 使用上の留意事項

ロゴマーク等の使用にあたっては、次に掲げる事項に留意してください。

- (1) 使用の承認を受けた事項以外に使用しないでください。
- (2) 市が定めた形、色等の規格に沿って使用してください。
- (3) 使用の承認を受けた権利を第三者に譲渡、貸与できません。
- (4) 使用の承認を受けた内容による使用のほか、市に無断でロゴマーク等の複製、譲渡又は貸与を行うこと
その他市の著作権、商標権等を侵害する行為は禁止します。
- (5) ロゴマーク等のイメージを損なう使用をしないでください。
- (6) ロゴマーク等の使用に起因する事故及び第三者への損害等について、市は一切の責任を負いません。

9 不適正な使用に対する措置

使用を承認した場合においても、虚偽の申請、承認の条件に反していることを確認した場合は、市は、その是正を命じるか、又は承認の取消しを行います。承認を取消した時は、別府市制100周年記念ロゴマーク・キャッチフレーズ使用承認取消通知書(第4号様式)により使用者に通知します。

ロゴマーク・キャッチフレーズ使用ガイドライン

10 損害賠償

使用者が、ロゴマーク等の使用に際し、市に損害を与えたときは、使用者はその損害を賠償しなければなりません。

11 個人情報の取扱い

本ガイドラインに基づき収集した個人情報については、ロゴマーク等の使用に関する事務以外の用途に使用しません。

12 その他

本ガイドラインに定めるもののほか、ロゴマーク等の使用に関し必要な事項は、市が別に定めます。本ガイドラインは令和5年（2023年）4月1日から施行します。

ロゴマーク / 基本の形

シンボルマークと補足文字ロゴが組になったものが基本形です。



キャッチフレーズ / 基本の形

黒1色で2行の中央揃えを基本とします。

秀英丸ゴシック Std B が推奨フォントですが、それ以外のフォントも使用可能です。

状況に応じて、マッチしたフォントを使用してください。

100年分の「ありがとう」が 明日への源泉

キャッチフレーズ / バリエーション

100年分の「ありがとう」が明日への源泉

100年分の「ありがとう」が
明日への源泉

100年分の「ありがとう」が
明日への源泉

ロゴマークとキャッチフレーズの組合せ例

用途や制作物の比率によって組合せの形は変わるので、組合せはこの例に限りません。

但し、違う組合せを希望の場合は完成見本を別府市制100周年記念事業実行委員会事務局に提出し、許可を得てください。

100年分の「ありがとう」が
明日への源泉



別府市制100周年

ロゴマーク / バリエーション

バリエーションは A を基本のメインロゴマークとし、その使用を推奨します。
ただし、デザインによっては B～E のバリエーションを使用する事を認めます。

A



B



C



D



アイソレーションエリア（余白）と最小使用サイズ

ロゴマークの使用にあたり、視認性を確保するために、その周辺に一定のアイソレーションエリア（余白）を設ける必要があります。

この領域内には他の要素（イラスト・文字等）を表示しないようにしてください。下図に示したのは、確保すべき最小限の保護エリアです。使用の際は、可能な限り大きな余白を設けるよう配慮してください。

また最小使用サイズを規定していますので、これよりも小さなサイズで使用しないでください。

◆ロゴマーク



◆横に長い場合の例



色の規定 / フルカラー

ロゴマークは白背景にフルカラーでの表示を基本とします。



C 0% R 204
M 20% G 163
Y 100% B 0
K 20% #CCA300
DIC 567



C 0% R 255
M 50% G 128
Y 100% B 0
K 0% #FF8000
DIC 2529



C 0% R 255
M 100% G 0
Y 100% B 0
K 0% #FF0000
DIC 565



C 0% R 0
M 0% G 0
Y 0% B 0
K 100% #000000
DIC 582

色の規定 / グレースケール・スミ 1 色・白抜き

印刷方法の都合によりフルカラーでの表示が困難な場合は、グレースケールまたはスミ 1 色のロゴを使用してください。単色印刷の場合は、基本スミ 1 色または白抜きのロゴを使用してください。(他の色を使用したい場合はお問い合わせください)

◆グレースケール



C	0%	R	145
M	0%	G	145
Y	0%	B	145
K	43%	#	919191
DIC 442			

C	0%	R	77
M	0%	G	77
Y	0%	B	77
K	70%	#	4D4D4D
DIC 515			

C	0%	R	0
M	0%	G	0
Y	0%	B	0
K	100%	#	000000
DIC 582			

◆スミ 1 色



C	0%	R	0
M	0%	G	0
Y	0%	B	0
K	100%	#	000000
DIC 582			

◆スミ 1 色は K0 ~ K50%、白抜きは K51 ~ 100% の場合に使用。



使用禁止例

以下のような使用方法は禁止します。



既定の色の変更



長体・平体等の比率変更



規定以外の組み方



変形



書体およびサイズ・文字間の変更



影付き・立体表示



他の要素との交差・近接



グラデーションなどの効果



ロゴの一部のみの使用



半透明での表示



欠け



補足文字の変更



反転



回転



視認性の低い使用



視認性の低い使用